

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
著しい損傷	それぞれの部品において、その一部の交換または補修では事故発生直前の状態に復旧できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。ただし、次のいずれかに該当する部品については、それぞれ次のとおりとします。 ア. <u>サスペンション</u> については、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷とします。 イ. <u>原動機のシリンダー</u> については、原動機外観の損傷状態より、 <u>原動機のシリンダー</u> の損傷が推定できる場合を含みます。
協定保険価額	普通保険約款車両条項<用語の定義>および同条項第11条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）に定める協定保険価額をいいます。
契約自動車	保険証券記載の <u>自動車</u> をいいます。
原動機のシリンダー	エンジンの内部部品であり、燃焼室を構成する筒状の部品をいいます。
サスペンション	<u>自動車</u> が走行中に車輪を通じて路面から受ける衝撃や振動を緩和する緩衝機構およびアクスル（注）と車体を連結しているリンク機構を構成する部品の総称をいいます。  （注）アクスル 車軸をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める <u>自動車</u> をいいます。
車体底部	次のいずれかの部分の総称をいいます。 ア. モノコックボデー（注1）の場合は、 <u>自動車のボデー</u> を構成する一部である <u>フロア部分</u> イ. フレーム式ボデー（注2）の場合は、骨組みである <u>フレーム</u> 自体の下面部分および <u>自動車のボデー</u> の <u>フロア部分</u>  （注1）モノコックボデー <u>フレーム</u> と <u>ボデー</u> が一体構造となっているものをいいます。 （注2）フレーム式ボデー <u>フレーム</u> と <u>ボデー</u> が分離構造となっているものをいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
ピラー	<u>自動車のボデー</u> を構成する部品の一つであり、 <u>ルーフ</u> を支える窓柱部分をいいます。
フレーム	<u>自動車</u> を走行させるために必要な動力伝達装置、 <u>サスペンション</u> 、かじ取り装置および制動装置を取り付けるための車枠をいいます。
フロア	<u>自動車のボデー</u> を構成する部品の一つであり、車体の床板部分をいいます。
ボデー	<u>自動車</u> の車体のことをいいます。
ルーフ	<u>自動車のボデー</u> を構成する部品の一つであり、屋根部分をいいます。

## 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約により、次の①または②のいずれかに該当する事由によって契約自動車に損害が生じ、全損となった場合には、被保険者が臨時に必要とする費用に対し、1回の事故について、50万円を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金として支払います。ただし、協定保険価額が50万円に満たない場合は、協定保険価額とします。
- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) この特約において全損とは、契約自動車の損害の状態が次の①から⑧までのいずれかに該当する場合をいいます。なお、契約自動車について①から④までに掲げる部品の名称が異なる場合は、その部品と同一箇所にある同等の機能を有する部品について判定します。
- ① 次の条件をいずれも満たす場合
- ア. ルーフの著しい損傷が生じたこと。
- イ. 3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
- ウ. 前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷が生じたこと。
- ② 次の条件をいずれも満たす場合
- ア. 2本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
- イ. サイドシル（注1）の折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
- ウ. 座席の著しい損傷が生じたこと。
- ③ 次のいずれかの損傷が生じ、走行が困難な場合
- ア. 前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷
- イ. 後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷
- ウ. 前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷
- エ. 後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷
- ④ 次のいずれかに該当する場合
- ア. 原動機のシリンダーに著しい損傷が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合
- イ. 電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合
- ⑤ 流失または埋没し発見されなかった場合
- ⑥ 運転者席の座面を超える浸水を被った場合
- ⑦ 全焼した場合
- ⑧ ①から⑦までのほか、損傷を修理することができない場合で廃車されたとき。
- (3) 当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって契約自動車に損害が生じ、全損となった場合において、事故発生直前の状態に復旧する前に、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって契約自動車に損害が生じたときは、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって契約自動車に生じた損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (4) 普通保険約款基本条項第7条（契約自動車の入替）または同条項第8条（入替自動車の自動補償）の規定により契約自動車が入れ替えられた場合は、当社は、契約自動車ごとに(3)の規定を適用します。

（注1）サイドシル

自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ドア開口部の下端部を構成する部品をいいます。

## 第2条（保険金を支払わない場合）



#### 第4条（契約自動車が発見された場合の取扱い）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）(2)⑤の規定に従い地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求を行った時以降に契約自動車が発見された場合は、被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
- (3) 当会社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、保険金の返還を請求することができます。ただし、契約自動車の損害の状態が第1条（保険金を支払う場合）(2)⑤以外のいずれかに該当する場合には、この規定は適用しません。

#### 第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払います。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額

他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

－

#### 第6条（保険金の請求）

当会社に対する地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求権は、契約自動車の損害発生時から発生し、これを行行使することができるものとします。

#### 第7条（保険金の支払時期）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）の規定により地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払う場合において、次に掲げる特別な調査が不可欠なときは、普通保険約款基本条項第20条（保険金の支払時期）(1)の規定にかかわらず、当会社は、同条項＜用語の定義＞に定める請求完了日からその日を含めて下表に定める延長後の日数を経過する日までに、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な調査	延長後の日数
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第20条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

- (2) (1)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者（注2）または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注9）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)の期間に算入しないものとします。

（注9）その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第8条（普通保険約款および他の特約との関係）

この特約と普通保険約款および他の特約との関係は、次のとおりとします。

- ① 当社は、普通保険約款車両条項（注10）の規定により同条項に定める損害保険金が支払われる場合には、第1条（保険金を支払う場合）の規定を適用しません。
- ② 普通保険約款車両条項第15条（他の自動車を運転中の補償内容）(1)に定める「他の運転自動車」に対しては、この特約を適用しません。
- ③ この特約の適用においては、当社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および運転者年齢条件の変更予約特約の規定は適用しません。
- ④ この保険契約に臨時代替自動車補償特約が適用される場合、同特約第5条（保険金を支払う場合一車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

（注10）普通保険約款車両条項

契約自動車について適用される他の特約を含みます。

#### 第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。